

自然災害に伴う休講措置等について

自然災害（地震・洪水・火山爆発・台風などの自然現象が直接原因となって起こる災害）等が発生した場合の教育学研究科・教育学部における休講措置等については以下のとおりとする。

1. 自然災害等による休講の基準

(1) 東京都文京区に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報が発令された場合。

- ① 午前 6 時の時点で警報が発令中の場合は、午前の授業等を休講とする。
- ② 午前 10 時の時点で警報が発令中の場合は、午後の授業等を休講とする。
- ③ 授業開始後に発令された場合は、次の時限以降の授業等を休講とする。

(2) 大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づき警戒宣言が発令された場合。

- ① 午前 6 時の時点で警報が発令中の場合は、午前の授業等を休講とする。
- ② 午前 10 時の時点で警報が発令中の場合は、午後の授業等を休講とする。
- ③ 授業開始後に発令された場合は、次の時限以降の授業等を休講とする。

(3) 首都圏における JR 及び大手私鉄等が全面的に運休の場合。

- ① 午前 6 時の時点で全面的に運休している場合は、午前の授業等は休講とする。
- ② 午前 10 時の時点で全面的に運休している場合は、午後の授業等は休講とする。

(4) 上記のほか、研究科長が学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、休講等の措置を行うことがある。

2. 警報等の確認方法

警報等の発令及び解除並びに鉄道等の運行状況の確認は、気象庁の発表、テレビ・ラジオ等の報道により行うものとする。

3. その他

学生が通学に利用する交通機関に著しい乱れがある場合、あるいは通学に危険が伴うと判断される場合は、無理に登校せず、安全確保を第一に考えることとする。